

千サ審 2016-1 号
2016 年 4 月 1 日

千葉県協会登録審判員及び審判指導者各位

公益社団法人千葉県サッカー協会
審判委員会委員長 山岸 佐知子

審判員および審判指導者としての言動、情報管理に対する注意喚起

日頃より、本県の審判活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、昨今のインターネット、ソーシャルネットワークサービス等(以下、「SNS 等」とい
う。)の発達、普及が進んだことを踏まえて、改めて審判委員会より下記のとおり注意喚起
いたします。

記

1. 審判員および審判指導者(以下、「審判関係者」という。)は、試合後に(審判関係者以外
の第三者に対して)簡単に審判に関してコメント及び SNS 等で表現するべきではありません。
また、審判関係者同士の会話であっても周囲に聞きとがめられないよう配慮する
必要があります。なぜなら、審判関係者の発するコメントが、相手の受け取り方によ
っては、意図しない受け止め方をされるような誤解を招くことがあるからです。

具体例として、「あれ(あの判定)、間違えちゃった」「あれはオフサイドではなかつ
たかも」などといった発言を、当該チーム関係者が聴いた場合、審判不信につながり、
ましてや SNS 等でそのような表現を行ってしまったら、その情報を受信した人によ
って、簡単にコピー、拡散することが可能となり、当の発言に関して発信者はコントロー
ル出来なくなるばかりか、審判委員会としてもその審判関係者を擁護することは極め
て難しくなります。

判定以外でも、人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出自など対人に向けての差
別的あるいは侮辱的な発言または行為はあってはならない事であり、「差別・暴力の根
絶」はサッカーファミリーとして遵守すべき事項であることも付言しておきます。

2. 自分が打診を受けたり、受諾した審判割当の情報についても、安易に他人に公表すべき
ではありません。審判員としての公正、中立的な立場を揺るがすような不測の事態を引
き起こしたり、試合後に、審判員の判定に不満を持った者から審判員を特定されて身辺
に危険を及ぼされること等を防止するためです。

これまでにも、こうした注意喚起はおこなってまいりましたが、今一度、改めて言動、情報
管理に対して審判関係者 1 人 1 人の注意を払っていただきますようお願いします。

以上